

のれんの会計処理（非償却の導入） に関する意見聴取



● 2026年2月24日

公認会計士 奥村 俊樹

(1) 減損テストの取扱い（テストの頻度や方法）の変更に伴う、内部統制の評価を含めた監査工数の増加の見込みや監査上の懸念

次のような点で監査法人側の監査工数及び企業側の監査対応工数ともに構造的な増加が想定される。特にミドルクラスの上場会社においては、経営リソースが潤沢ではない企業でも対応可能となるよう十分な準備期間を設けることが望ましい。

◆ 減損テストの頻度・対象の変更に伴う影響

減損の兆候の有無にかかわらず年1回の減損テストの実施が求められる。そのため、減損テストの過程で用いられた回収可能価額の見積りについての詳細な検討が必要となる。回収可能価額の見積りの検討においては、経営者がその予測に用いた主要な仮定を理解し、批判的に検討することが必要であり、年間を通じてのコミュニケーションが必要となる。

◆ 減損テストの方法の変更に伴う影響

減損テストの過程で用いられたキャッシュ・フローの予測期間、割引率、成長率などの検討が必要となる。特に制度導入時においては、これらの前提設定に関する実務の蓄積が十分でない企業も多く、協議・検討に時間を要する。また、十分な経営リソースが確保できない企業においては外部専門家の利用も必要となる。

◆ 内部統制評価の影響

減損テストに係る見積りプロセスが決算財務報告プロセスの重要な一部となるため、当該プロセスに係る統制の設計及び運用状況の評価が新たに必要となる。特に制度導入時においては、これらの点について監査法人との協議・検討に時間を要する。

(2) 取得原価の配分（PPA）の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念（例えば、無形資産評価の専門家の確保など）

取得原価の配分（PPA）に関しては、現行の日本基準においても実施されており、実務上も定着しているため、大幅な工数増加は想定されない。

ただし、のれんが非償却となることで、取得原価の配分の妥当性が将来の減損テストの基礎となるため、従来以上に精緻な検討が求められる可能性がある。その結果として、企業側は外部専門家の利用が必要となる場合もあり、また、監査法人との間での協議や検討に時間を要することが想定される。

(3) その他、監査実務への影響

◆ 企業及び監査法人における人財の確保・育成

減損テスト及び取得原価の配分に関して、企業側においても専門性の高い人財の確保や教育研修等が必要であり、十分な経営リソースが確保できない企業においては外部専門家の支援が必要となる場合がある。

また、中堅・中小規模の監査法人においても、監査品質の均質化の観点からも、専門人財の育成や外部専門家の活用体制の整備が必要である。